

情報提供口	2018年(平成30年)5月7日
問合せ先	都市局住宅・建築室建築安全課 担当：今村
	Tel.078-912-5016(直通) 内線 2795

報道機関 各位

空家等対策の推進に関する特別措置法による除却命令を行いました

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等若しくは保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等の所有者に対し、法第14条第3項の規定に基づき命令を行いましたのでお知らせします。

なお、明石市においては法に基づく命令は初めて実施するものです。また、所有者が命令に従わず、違反した場合は法第16条第1項の規定に基づき50万円以下の過料に処するとともに、行政代執行の実施に向けた手続きに移行する予定です。

記

- 1 建築物概要（別紙1参照）
 - ・建築物所在地 明石市東藤江1丁目6-3（地番：2110番地の12）
 - ・建築物の用途 住宅
 - ・構造及び規模 木造2階建て 延べ面積 49.38㎡（登記による）
 - ・建築年 昭和40年
- 2 命令に係る措置の内容
当該空家等について以下のすべてを行うこと。
 - (1)当該空家を除却する。
 - (2)敷地内の立木等の伐採及び剪定をし、周辺的生活環境の保全を図る。
- 3 命ずるに至った事由
当該空家等は「特定空家等」にあたる判断し、これまでに助言・指導と勧告を行ったが、その措置期限内に改善がなされず、明石市空家等の適正な管理に関する条例第10条第1項から第3項に規定する命令の基準に該当するため、命令に至った。
- 4 措置の期限 平成30年6月4日
- 5 標識の設置（別紙2参照）
法第14条第11項及び第12項の規定に基づき、5月7日に本件空家等に標識を設置した。
- 6 命令に至るまでの経過
平成22年7月、市民からの通報を受理。現場確認を実施し、危険老朽空家として行政指導を始める。その後、所有者に対して継続指導を行なうが対応なし。
平成27年の空家特措法の制定により、法に基づく指導を始め、空家等の修繕等を求めるが対応なし。平成29年11月、空家等の劣化の進捗が著しいことから指導方針を除却に切り替える。
平成30年3月30日に所有者に対して命令に係る事前通知を送付するが、期限（4月25日）までに所有者から意見書の提出なし。

付近見取図 (広域)



付近見取図 (詳細)





1
 玄関脇の壁が崩落して、内部が見える状態になっている。柱、梁が腐朽し、破損している。(構造耐力上主要な部分である柱と梁に大きな断面欠損が発生しており、さらに柱梁接合部にも損傷があり、建築物が倒壊等するおそれがある。)

玄関底の劣化が進み、ブロック塀外側に倒壊している。



2
 玄関上部のベランダの梁と床版が腐朽し破損しており、ベランダ床が落下するおそれがある。



3
 前面通路北側から撮影。通路幅の半分以上に樹木が繁茂している。



4
 敷地西側(裏面)を撮影。
 2階バルコニー手摺の腐食及び2階バルコニー屋根が劣化している。



5
 敷地西側(裏面)を撮影。
 外壁材等が落下し、隣家に接触している。

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、平成30年4月27日付け明建安指令第1号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地	明石市東藤江1丁目2110番地の12
用途	住宅

2. 命令に係る措置の内容

当該空家等について以下のすべてを行うこと。

- (1)当該空家を除却する。
- (2)敷地内の立木等の伐採及び剪定をし、周辺的生活環境の保全を図る。

3. 命ぜるに至った事由

当該空家等は「特定空家等」にあかると判断し、これまでに助言・指導と勧告を行ったが、その措置期限内に改善がなされず、明石市空家等の適正な管理に関する条例第10条第1項から第3項に規定する命令の基準に該当するため、命令に至った。

4. 命令の責任者

明石市都市局住宅・建築室建築安全課 建築調整担当課長兼監察係長 今村 賢二
連絡先：078-918-5046

5. 措置の期限 平成30年6月4日

(注意)

- 1 この標識は明石市の管理下にある。
- 2 この標識を損壊した者は、刑法（明治40年法律第45号）第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられることがあります。